

報告事項 3

教育長の臨時代理による神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見決定について

令和3年1月25日開催の教育委員会会議における議決に基づき、教育委員会を臨時に代理し、以下のとおり意見決定したので、報告する。

令和3年3月8日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 長谷川 達也

神 教 委 教 第 4 9 4 1 号
令 和 3 年 2 月 1 2 日

神 戸 市 会 議 長
壬 生 潤 様

神 戸 市 教 育 委 員 会
教 育 長 長 田 淳



市会上程予定議案に対する意見照会について（回答）

令和3年2月10日付神市会議第381号をもって意見を求められた標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

（令和3年度）

第3号議案 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定については異議ありません。

神戸市会議第 381 号
令和 3 年 2 月 10 日

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳 様

神戸市会議長
壬 生



市会上程予定議案に対する意見照会について

令和 3 年第 1 回定例市会に上程予定の下記議案について，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の規定により，貴委員会の意見を求めます。

記

(令和 3 年度)
第 3 号議案 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例の件

第3号議案

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例の件

教育に関する事務のうち、公民館及び婦人会館に関することを市長が管理・執行するにあたり、必要な事項を定めるもの
施行期日 令和3年4月1日

第 3 号議案

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例
に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に
関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例
に関する条例等の一部を改正する条例

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する
条例の一部改正)

第 1 条 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特
例に関する条例（平成31年 3 月条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及
び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）
については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。

<p>(1) 図書館，博物館，美術館，<u>公民館</u>，<u>婦人会館</u>及び神戸市生涯学習支援センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置，管理及び廃止に関する事（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち，特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。</p> <p>(2)，(3) [略]</p>	<p>(1) 図書館，博物館，美術館及び神戸市生涯学習支援センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置，管理及び廃止に関する事（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち，特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。</p> <p>(2)，(3) [略]</p>
---	--

（環境保健研究所手数料条例の一部改正）

第2条 神戸市環境保健研究所手数料条例（昭和24年4月第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは，当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは，当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>神戸市健康科学研究所手数料条例</u></p> <p>第1条 <u>神戸市健康科学研究所</u>に検査を依頼する者は，この条例の定めるところにより，手数料を納付しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>神戸市環境保健研究所手数料条例</u></p> <p>第1条 <u>神戸市環境保健研究所</u>に検査を依頼する者は，この条例の定めるところにより，手数料を納付しなければならない。</p>

（市民福祉調査委員会条例の一部改正）

第3条 神戸市市民福祉調査委員会条例（平成12年3月条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、福祉局又は教育委員会事務局（社会福祉に関する事項に係る庶務にあつては、福祉局）において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、福祉局、<u>健康局</u>又は教育委員会事務局（社会福祉に関する事項に係る庶務にあつては、福祉局）において処理する。</p>

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第4条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

(粉じん作業手当)

第28条 粉じん作業手当は、都市局又は港湾局に勤務する職員で埋立工事の現場又は開発造成地等における粉じん下の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額150円とする。

(粉じん作業手当)

第28条 粉じん作業手当は、都市局新都市事業部又は港湾局に勤務する職員で埋立工事の現場又は開発造成地等における粉じん下の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額150円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(公民館条例の一部改正)

2 神戸市公民館条例(昭和26年5月条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 施設(前条の表に規定するロビーその他の便益施設を除く。第7条及び別表第1号において同じ。)</p> <p>又はその附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、<u>市長</u>の</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 施設(前条の表に規定するロビーその他の便益施設を除く。第7条及び別表第1号において同じ。)</p> <p>又はその附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、<u>教育委員会規則</u>で定めるところによ</p>

許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可に公民館の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその使用を不適當であると認めるとき。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(1), (2) [略]

(使用期間)

第7条 施設は、引き続き3日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の納付)

第9条 使用料は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、後納すること

り、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の許可に公民館の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会がその使用を不適當であると認めるとき。

- 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(1), (2) [略]

(使用期間)

第7条 施設は、引き続き3日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の納付)

第9条 使用料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、後

ができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(特別の設備の設置等)

第12条 使用者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 [略]

(許可の取消し等)

第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第12条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示

納することができる。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(特別の設備の設置等)

第12条 使用者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 [略]

(許可の取消し等)

第14条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第12条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに

に違反したとき。

(2)～(5) [略]

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1), (2) [略]

(入館の制限等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、公民館への入館を拒絶し、又は公民館からの退館を命ずることができる。

(1)～(5) [略]

(行為の禁止)

第16条 何人も、公民館内において、公民館の管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第17条 市長は、公民館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第18条 [略]

2 市長は、使用者が前項の義務を履

基づく指示に違反したとき。

(2)～(5) [略]

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1), (2) [略]

(入館の制限等)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、公民館への入館を拒絶し、又は公民館からの退館を命ずることができる。

(1)～(5) [略]

(行為の禁止)

第16条 何人も、公民館内において、公民館の管理上支障がある行為で教育委員会規則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第17条 教育委員会は、公民館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第18条 [略]

2 教育委員会は、使用者が前項の義

行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(施行細目の委任)

第20条 公民館の開館時間及び休館日
その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 (第8条関係)

(1) [略]

(2) 附属設備の使用料

1 設備 1 回につき3,000円の範囲内において規則で定める額

務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(施行細目の委任)

第20条 公民館の開館時間及び休館日
その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表 (第8条関係)

(1) [略]

(2) 附属設備の使用料

1 設備 1 回につき3,000円の範囲内において教育委員会規則で定める額

(婦人会館条例の一部改正)

3 神戸市立婦人会館条例(昭和48年3月条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用の許可) 第4条 婦人会館の会議室を使用しようとする者は、 <u>市長</u> の許可を受けな	(使用の許可) 第4条 婦人会館の会議室を使用しようとする者は、 <u>教育委員会規則</u> で定

なければならない。

2 市長は、前項の許可に婦人会館の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、第1項の許可をしてはならない。

(1), (2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその使用を不適當であると認めるとき。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1), (2) [略]

(許可の取消し)

第5条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、同項の許可を取り消すことができる。

(1) [略]

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(3), (4) [略]

めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に婦人会館の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、第1項の許可をしてはならない。

(1), (2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がその使用を不適當であると認めるとき。

4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1), (2) [略]

(許可の取消し)

第5条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、同項の許可を取り消すことができる。

(1) [略]

(2) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(3), (4) [略]

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前条第1項の許可を取り消すことができる。

(1), (2) [略]

(使用料)

第6条 [略]

2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、別表に定める額の5割増しの範囲内において規則で定める。

(使用料の減免)

第7条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、会議室を使用しないことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前条第1項の許可を取り消すことができる。

(1), (2) [略]

(使用料)

第6条 [略]

2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、別表に定める額の5割増しの範囲内で教育委員会規則で定める。

(使用料の減免)

第7条 教育委員会は、公用に供し、又は公益を目的とするもので、教育委員会規則で定める理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、会議室を使用しないことについて、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある者又はこれらのおそれがある動物その他の物を携帯する者

(3) 施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者

(4) 婦人会館の管理上必要な指示に従わない者

(5) 前各号に掲げるもののほか、婦人会館の管理上支障があると認められる者

(行為の禁止)

第10条 何人も、婦人会館内において、婦人会館の管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第11条 市長は、婦人会館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(損害の賠償等)

第12条 婦人会館の建物又は附属設備を損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に復し、又はその損害を賠

償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第13条 市長は、次に掲げる婦人会館の管理に関する業務を婦人会館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

4 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条第1項から第4項まで、第5条第1項及び第2項、第9条並びに第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

(指定管理者の指定等)

第9条 教育委員会は、次に掲げる婦人会館の管理に関する業務を婦人会館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

4 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条第1項から第4項まで、第5条第1項及び第2項、第7条並びに前条の規定の適用については、これらの規定（第4条第1項、第5条第1項、第7条及び前条を除く。）中「教育委員会」とあるのは「第9条第1項に規定す

る指定管理者」と、第4条第1項中「教育委員会の」とあるのは「第9条第1項に規定する指定管理者の」と、第5条第1項及び第7条中「教育委員会は」とあるのは「第9条第1項に規定する指定管理者は」と、前条中「教育委員会」とあるのは「次条第1項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第10条 婦人会館の休館日及び利用時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(施行細目の委任)

第14条 婦人会館の休館日及び利用時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(公民館条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例の規定による改正前の神戸市公民館条例又は神戸市立婦人会館条例（以下これらを「旧条例」という。）の規定に基づき教育委員会が行った許可，指定，承認その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可，承認の申請その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものについては，施行日以後にあっては，市長が行った許可，指定，承認その他の行為又は市長に対してなされた許可，承認の申請その他の行為とみなす。

理 由

組織等の改正等に当たり，条例を改正する必要があるため。